

# 令和5年度 芦屋市霊園 使用者募集案内

募集墓地：56区画



申込受付：令和5年9月8日(金)～令和5年9月29日(金)

## 申込みから使用許可までの手続きの流れ

募集案内の配布	<b>令和5年9月1日(金)から配布</b>
申込受付(P.3)	<b>令和5年9月8日(金)～9月29日(金)(9月29日当日消印有効)</b> 芦屋市霊園事務所(市民生活部環境・経済室環境課)まで 郵送してください。 <u>※過去5年間に4回以上応募し、そのいずれにも当選されなかった方(補欠当選者及び落選者)は、2区画申込みできますので、申込書を2通ご提出ください。</u> 受付後、申込者に受付結果通知書をお送りします。 (10月6日(金)頃発送)
公開抽選(P.5)	<b>令和5年10月26日(木) 午前10時</b> 場所: 芦屋市霊園 管理棟1階 会議室(参加自由) 抽選結果は市ホームページでご確認いただけます。
抽選結果の通知(P.5)	<b>令和5年11月2日(木)頃</b> 申込者全員に抽選結果をお送りします。
使用許可申請(P.5)	<b>令和5年11月13日(月)～24日(金)</b> 場所: 芦屋市霊園 管理棟2階 芦屋市霊園事務所
使用料・維持費の納付(P.5)	<b>納付期限: 令和5年12月25日(月)</b> 芦屋市の指定する金融機関で、一括でお支払いください。 使用料は永代、維持費は本年度分の月割り相当額です。
使用許可(P.5)	<b>令和6年2月1日(木)</b> 一般墓地使用許可書を郵送します。 一般墓地使用許可書交付後、墓地を使用することができます。
墓石、巻石等建立	<b>建立期限: 令和7年1月31日(金)</b> 使用許可後1年以内に施設の使用設備(墓石、巻石等)を建立してください。

---

追加募集(P.12) (予定)	<b>令和6年1月10日(水)～令和6年6月21日(金)</b> 上記募集終了後、空墓地がある場合は追加募集を行います。 ただし、令和6年1月10日(水)～12日(金)の間は上記募集の <b>補欠当選者及び落選者</b> のみを対象に受け付けます。
--------------------	--

## 募 集 墓 地

### ▼一般墓地 56区画

○募集一般墓地区画数及び使用料

種 別	面 積	区画数	1 m <sup>2</sup> あたり使用料 (区分)	使用料 (永代)
普通墓地	0.90 m <sup>2</sup> ～ 4.00 m <sup>2</sup>	28	75 万円 (6 m <sup>2</sup> 未満)	67 万 5,000 円～300 万円
	6.00 m <sup>2</sup> ～ 6.60 m <sup>2</sup>	17	112 万 5 千円 (6 m <sup>2</sup> ～12 m <sup>2</sup> 未満)	675 万円～742 万 5,000 円
芝生墓地	4.50 m <sup>2</sup> ～10.00 m <sup>2</sup>	11	112 万 5 千円	506 万 2,500 円～1,125 万円

『募集墓地区画一覧表』(P.7～9)及び『募集墓地区画位置図』(P.10)をご覧ください。

なお、募集墓地については、区画番号、面積を現地に標示しています。現状で貸付けしますので、必ず現地をご確認ください。

## 申 込 み で き る 方

申込みをされる方は、次の(1)～(5)すべての項目に当てはまる必要があります。

- (1) **令和5年9月29日(金)までに1年以上(令和4年9月29日以前から)継続して、**  
芦屋市内に住所(住民登録をしていること)を有していること。
- (2) 既に、**芦屋市霊園一般墓地の使用許可を受けていないこと。**
- (3) 既に、**芦屋市霊園合葬式墓地の申込を行っていないこと。**
- (4) 使用許可後**1年以内に施設の使用設備(墓石、巻石等)を設置**できること。
- (5) 使用料について、納付書発行後、**概ね1か月以内(令和5年12月25日(月)まで)**  
に使用料を一括納入できること。

※芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちでない方も申込みできます。

ただし、応募者が2名以上の墓地については、**埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方を優先**に抽選をします。

詳しくはP.4の「当選者の決定方法(2)」をご覧ください。

## 申 込 時 の 遵 守 事 項

(1) 申込みは、原則1世帯1墓地(区画)とします。

ただし過去5年間に4回以上応募し、そのいずれにも当選されなかった方(補欠当選者及び落選者)は、2区画申込みできますので、申込書を2通提出してください。

※回数には、追加募集は含みませんので、ご注意ください。

(2) 1墓地(区画)には2通以上の申込みはできません。

(3) 同一被埋蔵者(遺骨)に対して、2名以上の申込みはできません。

なお、下記の項目にもご注意ください。

(1) 申込まれる墓地の区画番号、申込者と被埋蔵者(遺骨)との続柄(実父、長男等)等の記載漏れ、返信用切手(84円分)の入れ忘れ等不備や誤記のないようご注意ください。

(2) 申込み受付後、申込んだ区画の変更はできません。

(3) 申込者の変更は、申込者の死亡のとき以外は認めません。

(4) 提出していただいた書類等については、返却いたしません。

## 申 込 受 付

申込受付期間(郵送に限ります。)

**令和5年9月8日(金)～9月29日(金)**

**[令和5年9月29日の消印まで有効]**

※申込み状況については市ホームページで適宜お知らせしますので、ご覧いただけます。

芦屋市霊園ホームページアドレス <https://www.city.ashiya.lg.jp/kankyou/reien.html>

芦屋市トップページ > くらし > 霊園 > 霊園

『芦屋市霊園』で検索できます。



## 申 込 方 法

(1) 本案内の内容をすべて確認し、下記のことを所定の封筒にて郵送してください。

**窓口での申込みは受付いたしません。**

- ① 芦屋市霊園一般墓地使用申込書
- ② 返信用の84円分の切手(封筒不要)
- ③ 埋火葬許可証(写し)(対象者のみ)

お墓を主としてお祭りする方(墳墓の祭祀を主宰する方)で、配偶者又は血族及び

姻族一親等(実親、義親、実子、養親、養子)の**芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方**は、応募者が2名以上の墓地について、抽選の際には**優先**となりますので、**埋火葬許可証(写し)**を同封してください。

※「芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方」とは、墓地や納骨堂に埋蔵もしくは収蔵したことがない遺骨が現に自宅等にある方(埋火葬許可証があること)をいい、**他の墓地等からの改葬または分骨による申込みの方は、抽選の際には優先となりません。**

④ 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)(対象者のみ)

**申込者と被埋蔵者(遺骨)の氏が異なる場合**は、墳墓の祭祀者であることを証するために**申込者の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)**を同封してください。

⑤ 世帯全員の住民票(対象者のみ)

芦屋市内に住所(住民登録をしていること)を有している住民票の閲覧(申込書に記載箇所あり)について、同意しない場合は、**世帯全員の住民票**(続柄と本籍の記載があるもの、外国人住民の方は国籍、続柄及び1年以上住民登録を有している記載があるもの)を同封してください。

(2) 『募集墓地区画一覧表』(P. 7~9)及び『募集墓地区画位置図』(P. 10)を参照の上、**いずれか希望する一つの区画番号を選んで申込みください。**

## 当 選 者 等 の 決 定

▼ 受付結果の通知

受付結果通知書は令和5年10月6日(金)頃発送の予定です。

受付番号及び応募状況を通知します。

通知書が到着しない場合は、芦屋市霊園事務所までお問い合わせください。

**※芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちでない方(P. 3 申込方法(1)③ではない方)は抽選対象から外れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。**

▼ 当選者の決定方法

(1) 応募者が1名の墓地について

その応募者に決定します。

(2) 応募者が2名以上の墓地について

抽選により決定します。ただし、**芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方**(P. 3 申込方法(1)③の方)を優先とし、それでも重複した場合は、その方々のみで抽選します。

### ▼ 補欠当選者の決定方法

公開抽選時に申込区画ごとに、抽選で1名の補欠当選者を決めます。

当選者が辞退した場合は、繰り上げ当選となります。

### ▼ 公開抽選

(1) 日時：令和5年10月26日(木) 午前10時～

(2) 場所：芦屋市朝日ヶ丘町15-7 芦屋市霊園管理棟1階 会議室

※抽選会への参加は自由です。抽選結果は市ホームページでご確認いただけます。

### ▼ 抽選結果の通知

抽選の結果については、令和5年11月2日(木)頃発送の予定です。

## 当 選 後 の 手 続

### ▼ 一般墓地使用許可の申請

当選された方の一般墓地使用許可の申請を**令和5年11月13日(月)から24日(金)**までの間で受付けます。**(必ずこの期間内に手続きしてください。)**

当選された方は、次の書類をご用意のうえ、芦屋市霊園事務所(芦屋市朝日ヶ丘町15-7)までお越しください。

- (1) 一般墓地使用許可申請書 (実印押印)
- (2) 一般墓地使用に関する誓約書 (実印押印)
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)

### ▼ 使用料の納付

一般墓地使用許可申請書類の確認が終了した後、納付書をお渡ししますので、**令和5年12月25日(月)までに**芦屋市の指定する金融機関で、一括でお支払いください。

### ▼ 維持費の納付

霊園の維持管理に必要な年間経費として、区画面積1㎡当たり1,220円で算出した額を毎年4月に納付していただきます。令和5年度分は月割相当額となりますので、使用料と一緒にお支払いください。

※区画面積1㎡当たり1,220円は令和5年4月現在の金額です。

今後、改正される場合がありますので、ご承知おきください。

### ▼ 使用許可

使用料及び維持費が納付されていることを確認後、令和6年2月1日付けで一般墓地使用許可書を発行します。

## 使用時の遵守事項

墓碑の建立にあたっては、芦屋市の基準に従ってください。

詳しくはお問い合わせください。特に次の(1)～(5)にご注意ください。

- (1) 墓碑の建立にあたっては原則、正面に**申込者の家名**を表示してください。
- (2) 墓碑は**申込者で建立(刻印)**してください。
- (3) 墓碑の建立は、**使用場所1墓地(区画)につき1基**です。
- (4) 墓所の中(使用許可区域内)は、申込者の責任で清掃等、管理してください。
- (5) 芝生墓地は洋風墓地を設立する目的で造成したものですので、和風墳墓の造営または碑石形像類の建設は認められません。

次の項目のいずれかに該当する場合は、芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例第16条により、霊園の使用を**取り消す**場合があります。

- (1) 許可を受けた目的以外に一般墓地を使用したとき。
- (2) 市長の許可なく使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。
- (3) 他人に譲渡する目的をもって使用権を取得したと認めたとき。
- (4) 市長の命じた使用場所の施設の維持管理をせず、放任のまま5年を経過したとき。
- (5) 許可を受けた後、目的の使用設備を設けず、1年を経過したとき。
- (6) 法令又は芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。

## 使用料の返還

芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例第12条により既納の使用料は返還しません。

ただし、一般墓地の使用を許可した日から3年以内に使用場所の全部を返還したとき(使用許可の取消の場合を除く)は、使用料の7割相当額を返還します。

# 募集墓地区画一覧表

(単位：円)

No.	募 集 墓 地		使用料(永代)	維持管理費(年間)
	区画番号	面積(m <sup>2</sup> )		
※ 1	12-6-0055	10.00	11,250,000	12,200
2	13-5-0087	2.33	1,747,500	2,842
3	13-5-0194	1.95	1,462,500	2,379
4	13-5-0260	3.80	2,850,000	4,636
5	15-5-0070	1.46	1,095,000	1,781
6	15-5-0076	1.46	1,095,000	1,781
7	15-5-0085	1.46	1,095,000	1,781
8	15-5-0106	1.46	1,095,000	1,781
9	17-5-0282	1.13	847,500	1,378
10	17-5-0323	0.90	675,000	1,098
11	17-5-0376	1.18	885,000	1,439
12	17-5-0440	1.60	1,200,000	1,952
13	17-5-4209	3.00	2,250,000	3,660
14	18-4-0076	6.00	6,750,000	7,320
15	19-5-0031	4.00	3,000,000	4,880
16	19-5-0060	4.00	3,000,000	4,880
17	20-5-0069	3.00	2,250,000	3,660
18	20-5-0166	3.00	2,250,000	3,660
19	25-4-0137	6.00	6,750,000	7,320
20	26-5-0187	4.00	3,000,000	4,880
21	34-4-0035	6.00	6,750,000	7,320
22	34-4-0039	6.00	6,750,000	7,320
23	42-5-0065	4.00	3,000,000	4,880



(単位：円)

No.	募 集 墓 地		使用料(永代)	維持管理費(年間)	
	区画番号	面積(m <sup>2</sup> )			
24	43-4-0135	6.60	7,425,000	8,052	
25	43-4-0194	6.00	6,750,000	7,320	
26	43-5-0084	4.00	3,000,000	4,880	
※	27	51-6-0025	6.40	7,200,000	7,808
※	28	51-6-0028	6.40	7,200,000	7,808
※	29	51-6-0047	4.50	5,062,500	5,490
※	30	51-6-0059	4.50	5,062,500	5,490
※	31	51-6-0077	4.50	5,062,500	5,490
※	32	51-6-0159	4.50	5,062,500	5,490
※	33	51-6-0206	4.50	5,062,500	5,490
※	34	51-6-0235	4.50	5,062,500	5,490
※	35	51-6-0261	4.50	5,062,500	5,490
※	36	51-6-0306	4.50	5,062,500	5,490
	37	52-4-0043	6.00	6,750,000	7,320
	38	52-4-0089	6.00	6,750,000	7,320
	39	52-4-0113	6.00	6,750,000	7,320
	40	52-4-0124	6.00	6,750,000	7,320
	41	52-5-0179	4.00	3,000,000	4,880
	42	53-4-0032	6.00	6,750,000	7,320
	43	53-4-0034	6.00	6,750,000	7,320
	44	53-4-0104	6.00	6,750,000	7,320
	45	53-4-0106	6.00	6,750,000	7,320
	46	53-5-0095	4.00	3,000,000	4,880
	47	54-5-0023	4.00	3,000,000	4,880

(単位：円)

No.	募 集 墓 地		使用料(永代)	維持管理費(年間)
	区画番号	面積(m <sup>2</sup> )		
48	63-4-0118	6.00	6,750,000	7,320
49	64-4-0115	6.00	6,750,000	7,320
50	64-4-0120	6.00	6,750,000	7,320
51	64-5-0324	4.00	3,000,000	4,880
52	71-5-0116	4.00	3,000,000	4,880
53	72-5-0067	3.00	2,250,000	3,660
54	74-5-0080	3.00	2,250,000	3,660
55	74-5-0109	3.00	2,250,000	3,660
56	75-5-0004	3.00	2,250,000	3,660

※印の墓地は芝生墓地です

芝生墓地は洋風墓地を設立する目的で造成したものですので、和風墳墓の造営または碑石形像類の建設は認められません。

全て再貸付墓地です。

再貸付墓地は、一般墓地使用者(霊園の使用許可を受けた者)が使用しなくなったため市に返還された墓地です。

12 m<sup>2</sup>以上の墓地については、芦屋市霊園事務所(芦屋市朝日ヶ丘町15-7)にて、先着順で受付けています。

詳しくは市ホームページをご覧ください。か、芦屋市霊園事務所(環境課霊園・火葬場系)までお問合せください。

# 令和5年度芦屋市霊園 募集墓地区画位置図



1	12-6-0055	29	51-6-0047
2	13-5-0087	30	51-6-0059
3	13-5-0194	31	51-6-0077
4	13-5-0260	32	51-6-0159
5	15-5-0070	33	51-6-0206
6	15-5-0076	34	51-6-0235
7	15-5-0085	35	51-6-0261
8	15-5-0106	36	51-6-0306
9	17-5-0282	37	52-4-0043
10	17-5-0323	38	52-4-0089
11	17-5-0376	39	52-4-0113
12	17-5-0440	40	52-4-0124
13	17-5-4209	41	52-5-0179
14	18-4-0076	42	53-4-0032
15	19-5-0031	43	53-4-0034
16	19-5-0060	44	53-4-0104
17	20-5-0069	45	53-4-0106
18	20-5-0166	46	53-5-0095
19	25-4-0137	47	54-5-0023
20	26-5-0187	48	63-4-0118
21	34-4-0035	49	64-4-0115
22	34-4-0039	50	64-4-0120
23	42-5-0065	51	64-5-0324
24	43-4-0135	52	71-5-0116
25	43-4-0194	53	72-5-0067
26	43-5-0084	54	74-5-0080
27	51-6-0025	55	74-5-0109
28	51-6-0028	56	75-5-0004

# 記入例

## 令和5年度 芦屋市霊園一般墓地使用申込書

令和5年9月〇〇日

- 使用者募集案内の内容を確認のうえ、芦屋市霊園一般墓地の使用を下記のとおり申込みます。

(↑ 使用者募集案内の内容をご確認のうえ、必ずを入れてください)

受付番号	申込	区画番号	〇〇-〇-〇〇〇〇
※	墓地	面積	△. △△ m <sup>2</sup>

※記入しないでください。

私は、一般墓地使用者募集に必要な住民票の閲覧に

- 同意する ( しない場合は住民票添付)

住所	〒659-0012 芦屋市朝日ヶ丘町15-7		
ふりがな	あしや たろう		
氏名	芦屋 太郎		
生年月日	大正・ <u>昭和</u> ・平成 40年 1月 1日		
電話	自宅	0797-38-3105	
	携帯	080-1234-5678	

芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方は下欄も記入してください。  
埋火葬許可証(写し)を申込書と一緒に送付してください。

被埋蔵者氏名	芦屋 一郎	申込者との続柄	父
--------	-------	---------	---

※過去5年間に4回以上応募し、そのいずれにも当選されなかった方(補欠当選者及び落選者)は、2区画申込みできますので、この申込書を2通ご提出ください。

過去の申込みの有無(どちらかを○で囲んでください)

<input checked="" type="radio"/> あり ・ <input type="radio"/> なし
--

過去の申込みありに○を付けたかたは申込み年度を○で囲んでください

<input type="radio"/> <del>平成30年度</del> ・ <input type="radio"/> 令和元年度 ・ <input checked="" type="radio"/> 令和2年度 ・ <input checked="" type="radio"/> 令和3年度 ・ <input checked="" type="radio"/> 令和4年度
--

- 同一被埋葬者(遺骨)に対して2名以上の申込みはできません。
- 申込み受付後、申込み区画の変更はできません。

## 芦屋市霊園合葬式墓地のご案内

### 合葬式墓地とは

焼骨を個人・夫婦・家族などの単位で納骨する一般墓地や納骨堂とは違い、他の方々と一緒に納骨するお墓のことです。

近年の少子高齢化や核家族化の進展、ライフスタイルの多様化に伴うお墓に対する価値観の変化に合わせて、使用期限は永年で、維持費はかからず、承継者を必要としないなど、多様なニーズに対応した新しいタイプのお墓です。



### 合葬式墓地の施設

- 1 合葬室（4,500体納骨）  
焼骨を骨壺から出して布袋に収め、他の方々の焼骨と一緒に納骨する部屋。
- 2 一時安置室（800体納骨）  
焼骨を骨壺のまま一定期間、個別に安置する部屋。  
※安置可能な骨壺の大きさ 直径180mm×高さ210mm程度（6寸壺程度）
- 3 記名板 納骨された方のお名前等を刻字したプレートを掲示する石板。

## 焼骨の納骨方法

- 1 直接合葬方式  
一時安置室を経ずに合葬室に納骨する方法。納骨された焼骨は返還できません。
- 2 安置後合葬方式  
一時安置室に10年間安置した後、合葬室に納骨する方法。  
安置期間中の焼骨は、他の墓地等に改葬する場合に限り返還できます。  
ただし、合葬室に納骨された後の焼骨は返還できません。

## 使用料

- 1 合葬式墓地使用料  
(1) 直接合葬方式 一体あたり 100,000円  
(2) 安置後合葬方式 一体あたり 200,000円
- 2 記名板使用料(希望者のみ)  
一枚あたり 30,000円 (大きさ: たて45mm × よこ120mm)  
納骨の際にお申し込みください。

【記名板イメージ】



(納骨者名・生年月日・死亡年月日)

## 申込要件

- 1 「芦屋市霊園使用者」以外の方  
(1) 「芦屋市民」の方は、以下のアからウのいずれかに該当することが必要です。  
ア 親族の焼骨を自宅に保管していること。  
イ 芦屋市霊園以外の墓地又は納骨堂に納骨している親族の焼骨を合葬式墓地に改葬すること。  
ウ 自己の死後のために生前に予約をする方で、申込日現在、65歳以上であること。  
(2) 「芦屋市民」以外の方は、以下に該当することが必要です。  
ア 死亡時に「芦屋市民」であった親族の焼骨を自宅に保管していること。  
※「芦屋市民」とは「申込日現在、芦屋市に住民登録を有している方」のことをいいます。
- 2 「芦屋市霊園使用者」の方  
以下のア及びイに該当することが必要です。  
ア 芦屋市霊園の一般墓地を返還(墓じまい)すること。  
イ 一般墓地に納骨している焼骨を合葬式墓地に改葬する、又は自己の死後のために生前に予約をすること。  
※「芦屋市霊園使用者」とは、「既に芦屋市霊園一般墓地の使用許可を受けている方」のことをいいます。

使用者を募集していますので、

詳しくは市ホームページをご覧ください。

芦屋市霊園事務所(市民生活部環境・経済室環境課)までお問合せください。

## 追 加 募 集

前記募集終了後、**空墓地がある場合**は追加募集を行います。

申込みできる方：P.2に記載の「申込みできる方」と同じです。

ただし、(1)の「令和5年9月29日(金)までに1年以上」を  
「**申込日までに1年以上**」と読み替えます。

申込受付期間：令和6年1月10日(水)～令和6年6月21日(金)

ただし、**令和6年1月10日(水)～12日(金)**の間は  
前記募集の**補欠当選者**及び**落選者**のみを対象に受け付けます。

申込方法：芦屋市霊園事務所(朝日ヶ丘町15-7)にて**先着順**で受け付けます。

例：1月11日に申込みがあった区画は、1月12日以降  
には**申込みできません**ので、ご注意ください。

※**同じ申込み日に複数の申込者があった場合は抽選**とします。抽選日  
については、後日申込者にお知らせします。

※芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方(P.3 申込方法(1)  
③の方)の優先はありません。

## ～チェックリスト～

芦屋市霊園一般墓地使用申込書の記載漏れはないですか？

申込まれる墓地の区画番号に間違いはないですか？

返信用切手(84円分)の入れ忘れはないですか？

### 芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方は

申込者と被埋蔵者(遺骨)との続柄(実父、長男等)の記載漏れはないですか？

埋火葬許可証(写し)がありますか？

申込者と被埋蔵者(遺骨)の氏が異なる場合は、  
申込者の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)がありますか？



芦屋市では、石材業者の指定はしていません。

石材業者等による申込代行は受付できませんので、

ご自身で申し込んでください。

お問合せ先

芦屋市市民生活部環境・経済室環境課  
霊園・火葬場係

〒659-0012 芦屋市朝日ヶ丘町15-7

電話：0797-38-3105